

山口県報

平成17年
7月8日
(金曜日)

目次

告示

平成十七年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課).....一

平成十七年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課).....一

保安林の指定(秋芳町)(森林整備課).....二

道路の区域の変更(道路整備課).....二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....二

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四

山口県労働委員会の委員の任命(労政課).....四

土地改良区役員の届出(農村整備課).....四

由宇都市計画臨港地区の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

山口県告示第三百八十八号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成十七年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成十七年七月八日

一 研修の主催者

山口県知事 二 井 関 成



山口県告示第三百八十九号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を平成十七年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成十七年七月八日

山口県知事 二 井 関 成

一 講習の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

開催場所

平成一七、九、一一(日曜日)

下関市赤間町六番二号
東京第一ホテル下関

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第三百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十七年七月八日

山口県知事 二 井 関 成

一 保安林の所在場所

美祢郡秋芳町大字嘉万字な谷し松一、字大滝二の一、二の四、二の五、二の一四、

二の一七、二の二五、二の四四、二の四五、二の五二から二の五五まで、二の五八、二の六〇から二の六二まで、二の六四から二の七〇まで、二の八五、二の八六、二の八八、五、六の一、七の一、九、一〇の一、一一の二五から一一の二七まで、字勇ヶ峠一五、二〇、字笛床四六七の一から四六七の三三まで、四六七の一五から四六七の二六まで、四六七の二八、四六七の二九、四六七の三一から四六七の三三まで、四六七の三五から四六七の三九まで、四六七の四一から四六七の四六まで、四六七の四八、四六七の四九、四六七の五一から四六七の五三まで、四六七の五五、四六七の五七、四六七の五九、四六七の六一、四六七の六二、四六七の六四、四六七の六七から四六七の六九まで、四六七の七一、四六七の七三から四六七の八三まで、四七六の二、四七六の三、四七六の五、四七六の八から四七六の一二まで、字平林六三二の一、六三三、六三九の一、字石原迫六四一、六四四、六四六から六五〇まで、六五一の一、六五一の二、六五二、六五三、字田床六五四の一、六五四の二、六五四の四、六五四の五、六五六、字小原六六五の一、六六五の二、六六六、六六七、六六八の四、六七〇の一、六七〇の四、六七〇の五、六七一から六七三まで、六七四の一、六七四の三から六七四の五まで、六七五、六七六、六七七の一、六七八の一、字埴九〇七の一、九〇七の二、字谷迫二二六〇、二二六一、二二六二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢郡秋芳町大字嘉万字大滝二の五四・九・一一の二六(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。()

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、秋芳町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年七月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 高佐下阿武線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
阿武郡阿武町大字奈古字下郷四一八の一地先から同郡同町同大字字柳橋三〇三一及び阿武郡阿武町大字奈古字下郷四一八の一地先から同郡同町同大字字上郷一〇七六の一地先から同郡同町同大字字上郷一〇七六	新	旧	最狭 一〇・〇 最広 四七・五	一、 五〇八・〇	終 点 の 変 更 に よ る。
阿武郡阿武町大字奈古字下郷四一八の一地先から同郡同町同大字字上郷一〇七六の一地先から同郡同町同大字字上郷一〇七六		旧	最狭 一〇・〇 最広 四七・五	一、 五〇八・〇	ダ ブ ル ウ ェ イ



(三七三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年八月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十七年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ふるさと里山救援隊

代表者の氏名 田中 照敏

主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字久賀四八八三番地

三 定款に記載された目的

周防大島に住む人及び都市部の人に対して、周防大島の里山及び竹林を中心とした里山再生による情報発信及び意識啓発に関する諸事業を行い、自然環境を守りながら、住民と団体とのネットワーク構築などを図り、もって故郷の地域活性化に寄与すること。

(三七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年八月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 かざぐるま

代表者の氏名 中平 芳雄

主たる事務所の所在地 下関市員光町二丁目一三番一四号

三 定款に記載された目的

身体に障害を持った人及び高齢者等に対して、明るい生活形成のための生活環境を整備し、及び身体障害に関する社会の正しい認識及び理解を高めるために、医療、介護、福祉、教育、スポーツ及び建築に従事する個人及び団体との連携を図りながら、地域社会に参加しやすい環境づくりの事業を行い、もって身体に障害を持った者等の地域社会への参加と体験を通じた、明朗活発かつ積極的な性格及び協調精神の涵養並

びに自己実現の達成に寄与すること。

(三七五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年七月八日から同年十一月八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市豊浦総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ川棚店

所在地 下関市豊浦町大字川棚六三六一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社ナフコ 住 所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 深町 勝義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 深町 勝義

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年三月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、八〇二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一三一台

(二) 駐輪場の収容台数

五三台

(三) 荷さばき施設の面積

七六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二八立方メートル
七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社ナフコ 午前七時 午後八時三〇分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前七時から午後八時三十分まで

八 届出年月日
平成十七年六月二十九日

(三七六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年二月二十五日山口県公告(九八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年七月八日から同年八月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社宇部井筒屋

所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七七) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成十七年七月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成十七年七月八日

区分 氏名 職 名 住所地
使用者委員 山中 直之 山口県経営者協会専務理事 山口市

(三七八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年七月八日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
山口市川西土地改良区	理 事	安藤 豊春	山口市大字深溝一〇九八
"	"	藤津 雅彦	" 三六三
"	"	原田 昭雄	" 九九三の一
"	"	山田 昌治	大字佐山一五一八
"	"	古林 三夫	" 四二六九
"	"	中川 武	" 三五八八の一
"	"	信永 和明	" 五〇九の二
"	"	武田 勝男	" 二九八三
"	"	生田 和男	" 一二五七の一
"	"	清水 和衛	大字嘉川四三六六の四
"	"	井上 陽雄	大字江崎一八一
"	"	長尾 誠	" 一〇二九
"	"	長富 英夫	大字嘉川一四〇二
"	"	矢儀 和久	大字深溝一七一〇
"	"	河端 信之	" 四七八
"	"	古林 義弘	大字江崎四二五二の一
"	監 事	浅川 寛信	" 三一四の二三
"	"	藏岡 明弘	大字佐山二七八九
"	"	田邊 隆司	大字江崎四二六

二 退任した役員
 藤永 幸作 大字深溝二〇八五

土地改良区名称	理事の別	氏名	住	所
山口市川西土地改良区	理事	安藤 豊春	山口市大字深溝一〇九八	
"	監事	藤津 雅彦	"	三六三
"	"	原田 昭雄	"	九九三の一
"	"	山田 昌治	大字佐山一五一八	
"	"	原 芳正	"	一〇三四
"	"	中川 武	"	三五八八の一
"	"	信永 和明	"	五〇九の二
"	"	武田 勝男	"	二九八三
"	"	村田 恒實	"	二二二九
"	"	清水 和衛	大字嘉川四三六六の四	
"	"	井上 陽雄	大字江崎一八一	
"	"	長尾 誠	"	一〇二九
"	"	長富 英夫	大字嘉川一四〇二	
"	"	矢儀 和久	大字深溝一七一〇	
"	"	河端 信之	"	四七八
"	"	國吉 享行	大字江崎三九六二	
"	監事	浅川 寛信	"	三一四の二三
"	"	藏岡 明弘	大字佐山二七八九	
"	"	田邊 隆司	大字江崎四二六	
"	"	藤永 幸作	大字深溝二〇八五	

(三七九) 由宇都市計画臨港地区の決定に係る図書の写しの縦覧

由宇町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による由宇都市計画臨港地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年七月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
 由宇都市計画臨港地区堀田臨港地区
 由宇都市計画臨港地区港町臨港地区
 由宇都市計画臨港地区有家臨港地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課

(三八〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年七月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 柳井市南町六丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 柳井市古開作六一〇番地の五
 株式会社ティレックス
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 山陽小野田市大字小野田字七ヶ松
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山陽小野田市大字小野田三三二六番地
 松尾 壽枝

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 吉敷郡阿知須町字塩田、字上桜ヶ谷、字横尾、字西横尾一ノ切及び字西横尾二ノ切
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 静岡県庵原郡富士川町北松野字上野八八〇番地
 株式会社イー・イー・ジェイ

平成十七年七月八日印刷
平成十七年七月八日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）